第５期江差町地域福祉計画

【基本理念】

「助け愛・支え愛」を未来へつなげ

誰もが安心して暮らせるまちづくり

令和４年度～令和８年度

江 差 町

【 目 次 】

■第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１
１．計画策定の背景
２．「地域福祉」とは
３．「地域福祉計画」とは
４．「自助」「共助」「互助」「公助」の役割

第２節　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８

第３節　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１０

■第２章　町の概況

第１節　人口・世帯の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１１
１．人口構成の推移
２．世帯構成の推移

第２節　支援が必要な人たちの状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１２
１．高齢者の状況
２．障がい者の状況
３．生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の状況
４．子どもの状況

第３節　地域資源の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１７
１．福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況
２．福祉活動に関わる人的資源の状況
３．地域福祉の推進に向けて求められる課題整理

■第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２３

第２節　計画の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２４

第３節　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ25

■第４章　取り組みと役割分担

第１節　福祉サービスを利用しやすい“仕組みづくり”・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２６
１．情報提供の充実
２．相談支援の充実

第２節　安全で安心な暮らしを支える“基盤づくり”・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３４
１．安全で安心な環境の充実
２．いのちを守る支援の充実

第３節　気軽に参加できる“環境づくり”　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４８
１．学ぶ機会の充実
２．地域での参加機会の充実

■第５章　計画の推進に向けて

第１節　協働による計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ55
１．住民の役割
２．地域の組織・団体の役割
３．福祉サービス事業者の役割
４．社会福祉協議会の役割
５．行政の役割

第２節　行政による計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ56

第３節　計画の進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ57

資料編
アンケート調査報告書
地域福祉計画策定委員会設置要綱

■第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨と目的

１．計画策定の背景

近年、少子高齢化、核家族化やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化に伴い、一人ひとりが抱える生活問題が多種多様になっているとともに、地域や家庭での人と人とのつながりが希薄になり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろん高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。

また、全国各地で多発する地震や大雨等の災害や新型コロナウイルス感染症等が発生する状況の中、住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しくなってきています。

江差町においても、このような地域社会の変化に対応し、住み慣れた地域で誰もが安心して自立した生活を送ることができる環境を作るためには、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体、行政などがお互いに連携・協力して地域の活性化をめざしていく方向へと福祉のあり方を変えていくことが必要です。

こうした背景から、江差町では、「第４期江差町地域福祉計画」の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域が一丸となって助け支え合う地域社会を目指していくため、令和４年度から令和８年度までの５カ年を計画期間とした「第５期江差町地域福祉計画」を策定しました。

2.「地域福祉」とは

地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

社会福祉法（抜粋）

第１条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（中略）

第４条（地域福祉の推進）

（第１項略）

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■「地域福祉の推進」が「社会福祉の増進」のための方法の一つとして明記されています。

■「地域福祉」＝「福祉サービスの利用者の利益の保護」＋「地域における社会福祉」

～ 相互に協力・連携を図りながら、地域福祉を推進 ～

「地域住民」

＋

「社会福祉を目的とする事業を経営する者」

＋

「社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティア等）」

＋

「公的機関」

＋

「社会福祉法人」

【改正社会福祉法】

平成２９年６月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、社会福祉法の一部改正が行われました。（平成３０年４月１日施行）

市町村においては、包括的な支援体制の整備（第１０６条の３）の他、市町村地域福祉計画の策定（第１０７条）に努めるものとされています。

第１０６条の３（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第２項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（１）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

（２）地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

（３）生活困窮者自立支援法第３条第２項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

２　厚生労働大臣は、次条第２項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第１０６条の３）

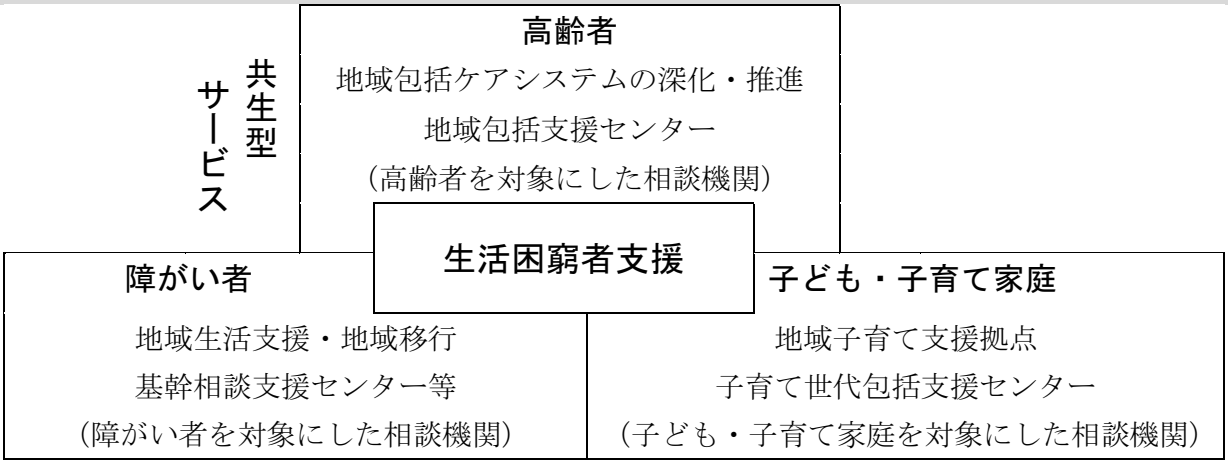

地域づくりの３つの方向性「互いに影響し合い、『我が事』の意識を醸成」

（１）「**自分の家族が暮らしたい地域を考える**」という主体的・積極的な取組の広がり

（２）「**地域で困っている課題を解決したい**」という気持ちで活動する住民の増加

（３）「**一人の課題**」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

（国：地域力強化検討会）

第１０７条（市町村地域福祉計画）
　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。
（１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
（２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（５）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

この他、地域福祉に関連する事項として、生活困窮者自立支援法（平成２７年４月施行）の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。

また、平成２８年４月に成立した「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律)」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

■福祉分野の「上位計画」としての位置付け

現状は、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法令等が異なっていますが、これらに共通する事項を「市町村地域福祉計画」に盛り込むことで関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置付けることで、制度の縦割りではない「包括的な支援」を推進することが求められています。

■共通して取り組むべき事項

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子ども・子育て支援その他の福祉の向上に関し、共通して取り組むべき事項として、様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を視野に入れた、福祉以外の分野（まちおこし、防犯・防災、社会教育等）との連携をはじめ、制度の狭間の問題への対応のあり方、生活困窮者など各分野横断的に関係する相談等に対応できる体制などが盛り込まれました。

⑴様々な問題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
⑵高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
⑶制度の狭間の課題への対応の在り方
⑷生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
⑸共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

⑹居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
⑺就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
⑻自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
⑼市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
⑽高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
⑾保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方
⑿地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⒀地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
⒁地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
⒂地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⒃全庁的な体制整備

（厚生労働省通知）

■地域福祉に関する国の動き

・社会福祉法「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（R2 改正）
　市町村が包括的な支援体制を構築するための規定「重層的支援体制整備事業（市町村任意事業）
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（H30 改正）
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H28 施行）
・障害者基本法（H25 改正）
・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（H28 改正）
・障害者雇用促進法（R1 改正）
・生活困窮者自立支援法（H30 改正）
・子ども・子育て支援法（R3 改正）
・子どもの貧困対策の推進に関する法律（R1 改正）
・自殺対策基本法（H28 改正）

■地域福祉に関する北海道の動き

・北海道地域福祉支援計画（H30～R5）
・第 3 期北海道自殺対策行動計画（H30～R5）
・第 6 期北海道障がい福祉計画（R3～R5）
・第 2 期北海道障がい者基本計画（H25～R4）
・第 8 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（R3～R5）
・北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（R2～R6）
・第二期　北海道子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）

３.「地域福祉計画」とは

地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第１０７条の規定に基づき「地域での支え合い、助け合いによる地域福祉」を推進していくことを目的として、以下の事項を一体的に定める計画です。

（１）地域における高齢者の福祉、障がいのある方の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項

（２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（３）地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（４）地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

（５）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「江差町地域福祉計画」では、“地域での支え合い”や“助け合い”による福祉に関する取り組みを示します。地域福祉活動は、“住民の理解”と“協力”を求めながら進めるもので、住民の主体的な参画を“期待”し、行政機関等は、それらの地域福祉活動を支援していく体制を構築することが必要となります。住民一人ひとりの“役割”や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような“支援”を行っていくのかを明記し、「自助」「互助」「共助」「公助」の“視点”で整理することができます。

■地域福祉の領域イメージ
（社会福祉法第 107 条より）

高齢者福祉	障害者福祉	児童福祉

・福祉サービスの適切利用の促進
・社会福祉事業の健全な発達
・地域福祉活動への住民参加の促進等

共通して取り組むべき事項

例）制度の狭間の問題、生活困窮、共生型サービス、権利擁護、虐待防止　など

「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に向けて

誰にとっても望まない要因の「ゼロ化」を目指して

（１）自殺者ゼロ	（６）児童・生徒のいじめ被害ゼロ
（２）孤立死・孤独死ゼロ	（７）子どもの貧困ゼロ
（３）交通事故死ゼロ	（８）待機児童ゼロ
（４）介護待機者ゼロ	（９）不妊治療困難者ゼロ
（５）児童虐待ゼロ	

４.「自助」「共助」「互助」「公助」の役割

地域福祉活動を進めるにあたっては、“公的な福祉サービス”が整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

江差町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、“自助・共助”を支援していくこと（公助）により、地域と“協働”しながら「地域福祉活動」を進めていきます。

福祉に関する支援を必要としている人に対し、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、隣近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかでの“支え合い・助け合い（互助）の力”が今でも変わらず、欠かせないことです。

厚生労働省では、団塊の世代が７５歳以上となる令和７年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

この「地域包括ケアシステム」のなかで定義されている「自助」「互助」「共助」「公助」は、費用負担のあり方で区分しており、「公助」が税による公の負担であるのに対し、「共助」は、介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけられています。

併せて、本計画での“４つの助け”は、下記に示すとおり、それぞれの助けの担い手やその立場による区分を基本的な考え方としました。

【　地域福祉の向上に向けた４つの考え方　】

【自助】日常生活において、自分でできる範囲のことは自分で行い、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力する。

【互助】近隣の人との日頃の声かけや見守りをはじめ、ボランティアやＮＰＯ、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動を行う。

自 助

自分でできることは自分でする。家族で協力できることは家族で援助する。

互 助

地域などで、お互いに助け合い支え合う。

共 助

社会保障制度等、それぞれの役割が協力し合う。

公 助

行政などの公的なサービス制度による取組みを行う。

【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受ける。

【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止等、行政施策として行う。

第２節　計画の位置づけ

「江差町地域福祉計画」は、第６次総合計画を最上位計画とし、これまでに策定された「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの未来応援計画」「教育推進計画」「健康増進計画」「地域包括支援センター事業計画」等を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

「地域福祉計画」は、既存の各分野別の計画のように対象者が限定されるものではなく、全ての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための上位計画と位置づけられます。

「地域福祉“実践”計画」は、社会福祉協議会が策定するもので「地域福祉計画」と連携し、社会福祉協議会を中心に民間ですすめる地域福祉活動についての“具体的な事業”や“取り組み”を示す計画となります。

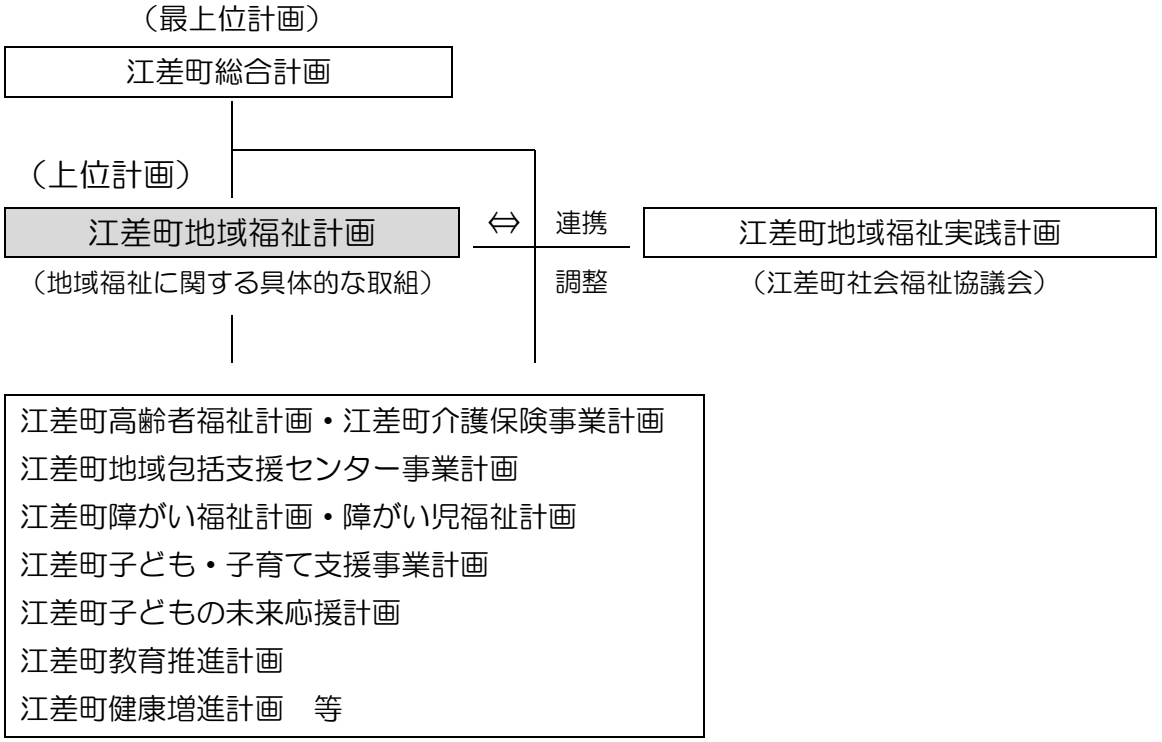

※「地域福祉実践計画」は、社会福祉法第１０９条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画となります。

１.「地域包括ケアシステム」の推進と「地域福祉計画」の関連性

日本の総人口は、１億 2,522 万人（令和３年９月総務省統計局）、うち 65 歳以上の高齢者人口は 3,640 万人となり、高齢化率が２９％以上と、今後のわが国の超高齢化社会においては、令和７年までに７５歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれています。
本町の高齢化率は、令和 3 年 3 月末に 39%に達しており、令和 22 年には 53.5%に達すると推計されています。

このため、国においては高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

また、地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、町内会・自治会、ボランティア団体、各担当部署それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を推進することや、障がい者や子育て家庭、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、助け合う地域社会の形成に向けて、各担当部署・関係機関それぞれの適切な役割分担により、一体的な取り組みを推進します。

その際に、基本的な視点として

（１）福祉サービスを利用しやすい「仕組みづくり」
（２）地域での助け合いや支え合いの仕組みを整え、安全で安心な暮らしを支える「基盤づくり」
（３）地域福祉活動への参加と協力を促し、誰もが気軽に参加できる「環境づくり」

を３つの視点として「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築を目指します。

２.「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」とともに、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践（活動）計画」があります。

本町において「地域福祉計画」を策定し、町社会福祉協議会において「地域福祉実践計画」を策定していることから両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

第３節　計画の期間

「第５期江差町地域福祉計画」の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

■第２章　町の概況

第１節　人口・世帯の状況

江差町の総人口は、平成１２年から令和２年の２０年間で3，５３１人減少しました。

年齢３区分でみてみると、６５歳以上の高齢者人口は４５５人増加しているのに対し、０歳から１４歳までの年少人口は９５１人減少しました。その結果、高齢者人口の総人口に占める割合（高齢化率）は３９％となり急速に少子高齢化が進行しました。

また、１５歳から６４歳までの生産年齢人口の総人口に占める割合についても５４％と3，０７８人減少しています。

世帯構成では平成１２年から令和２年では、９８１世帯が減少しました。高齢者のみ、高齢者ひとり暮らし、ひとり親世帯のいずれも割合が高くなっています。

１．人口構成の推移

（単位：人）

区　分		H12	H17	H22	H27	R2
総人口		10,959	10,131	9,004	8,248	7,428
	年少人口 （15 歳未満）	1,540 14%	1,285 13%	1,041 12%	818 10%	589 8%
	生産年齢人口 （15～64 歳）	7,028 64%	6,167 61%	5,221 58%	4,589 56%	3,950 54%
	高齢者人口 （65 歳以上）	2,391 22%	2,679 26%	2,742 30%	2,841 34%	2,846 39%

資料：国勢調査（総務省統計局）

２．世帯構成の推移

（単位：世帯）

区　　分		H12	H17	H22	H27	R2
世帯総数		4,523	4,291	3,968	3,752	3,542
	うち、高齢者のみ	453	550	555	606	555
	うち、高齢者ひとり暮らし	409	484	558	603	653
	うち、ひとり親世帯	88	102	101	82	75
	上記以外の世帯	3,573	3,155	2,754	2,461	2,259

資料：国勢調査（総務省統計局）

第２節　支援が必要な人たちの状況

本節では、地域社会から孤立しがちな地域福祉の対象と思われる人たちの状況について整理します。

１．高齢者の状況

要介護認定者は、平成２６年度と令和２年度を比較すると５人減少しています。
要支援１、２及び要介護１を軽度とすると、令和２年度の軽度者数は、２２５人となります。要介護認定者に占める割合の３９％で、約４割近くが軽度者となります。

＜要介護（要支援）認定者数の推移＞

（単位：人）

項　目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要介護５	75	76	89	74	64	65	70
要介護４	45	56	51	45	58	51	67
要介護３	115	97	85	89	73	99	91
要介護２	111	98	76	91	106	114	131
要介護１	135	108	113	105	118	113	128
要支援２	74	73	69	89	64	66	63
要支援１	34	49	62	56	47	44	34
総合事業対象者	－	―	―	7	14	19	20
合　　計	589	557	545	556	544	571	604
高齢者数(65 歳以上)	2,729	2,839	2,842	2,806	2,818	2,815	2,802
認 定 率	22%	20%	19%	20%	19%	20%	21%

資料：介護保険総合データベース・住民基本台帳（各年３月３１日現在）

２．障がい者の状況

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第２条で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）およびその他の心身の機能の障がいがある人（難病患者など）で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

障がいのある人の状況として、統計的に把握できる障害者手帳所持者数等を記載します。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

（単位：人）

区　分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合　計		585	554	543	544	545	541	531
障がい程度別	１　級	186	171	171	173	183	179	172
	２　級	90	84	79	76	69	68	64
	３　級	85	83	82	83	79	79	75
	４　級	140	137	132	132	135	133	139
	５　級	48	48	49	48	48	49	48
	６　級	36	31	30	32	31	33	33
障がい種別	視覚障がい	36	34	34	36	33	37	34
	聴覚障がい等	48	43	42	41	40	40	39
	言語障がい等	5	6	7	6	5	4	4
	運動機能障がい等	349	334	328	326	321	321	311
	内部障がい	147	137	132	135	146	139	143

資料：北海道檜山振興局保健環境部（各年度３月 31 日現在）

障がい程度別でみてみると、最重度である身体障害者手帳１級が最も多く、次いで４級となっています。

令和２年度では、身体障害者手帳１級の所持者と２級の所持者を合わせると 236 人で、全体の４４％を占め、重度の身体障害者手帳所持者が４割を超えています。障がい種別でみてみると、肢体不自由などの運動機能障がいのある人が最も多く、令和２年度では３１１人で、全体の５９％を占めています。

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

（単位：人）

区　分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受給者数	143	141	131	136	140	135	150

資料：北海道江差保健所（各年度３月 31 日現在）

＜療育手帳所持者数の推移＞

（単位：人）

区　　分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合　　計		191	175	174	179	182	174	173
年代別	18 歳未満	24	24	25	20	20	20	19
	18 歳以上	167	151	149	139	130	129	123
	内 65 歳以上	29	21	20	29	32	25	31
障がい程度別	A(重度)	91	80	79	83	85	74	77
	B(中・軽度)	100	95	95	96	97	100	96

資料：北海道檜山振興局保健環境部（各年度3月 31 日現在）

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

（単位：人）

区　分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合　計	43	30	43	38	43	42	37
1級	8	4	8	7	6	5	5
2級	20	17	20	19	26	25	22
3級	15	9	15	12	11	12	10

資料：北海道江差保健所（各年度3月 31 日現在）

【障害者手帳所持者数】

障がいのある方は、令和２年度の各障害手帳所持者数の合計でみると７４１人となっています。そのうち、身体障害者手帳所持者数が５３１人と大半を占め、療育手帳所持者数が１73 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が３７人となっています。

身体障害者手帳	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
所持者数	531	172	64	75	139	48	33
（人、構成比%）	100%	33%	12%	14%	26%	9%	6%

療育手帳	合計	A	B
所持者数	173	77	96
（人、構成比%）	100%	45%	55%

精神障害者保健福祉	合計	1級	2級	3級
手帳所持者数	37	5	22	10
（人、構成比%）	100%	14%	59%	27%

3. 生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の状況

（1）生活保護世帯

生活保護受給世帯数は、令和２年度末では２３８世帯となっており、平成２６年度からの推移では、減少傾向にありますが「高齢世帯」の割合が高い状況です。

内　訳	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生保世帯総数	273	280	253	249	247	244	238
高齢世帯	122	133	119	119	119	125	127
傷病障がい世帯	90	85	82	86	85	75	72
母子世帯	26	24	17	12	11	11	11
その他世帯	35	38	35	32	32	33	28

資料：北海道檜山振興局保健環境部（各年3月 31 日現在）

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞

（単位：世帯、人）

区　分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受給世帯数	273	280	253	249	247	244	238
受給者数	391	397	350	336	330	321	308
保護率（‰）	45.3	46.2	44.1	42.7	41.9	41.9	41.3

※保護率‰（パーミル）＝被保護人員÷総人口の 1,000 に対する割合

資料：北海道檜山振興局保健環境部（各年3月 31 日現在）

（2）ひとり親家庭世帯

ひとり親家庭世帯については、令和２年（国勢調査）で７５世帯となっており、その大半を母子世帯が占めています。子育てを含む家庭生活への支援など総合的な対策が必要です。

内　訳		合　　計	母子世帯	父子世帯
世帯総数		75	67	8
	子どもが１人	50	43	7
	子どもが２人	20	19	1
	子どもが３人以上	5	5	0

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

（単位：人）

区　分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受給者数	114	111	108	102	96	84	78

資料：北海道檜山振興局保健環境部（各年3月 31 日現在）

父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、支給される児童扶養手当の受給者数については、減少傾向にあります。

４．子どもの状況

保育園児等の推移を見ると、保育園を利用する児童の割合が少しづつ高くなってきています。これは働く保護者の割合が高くなってきていると読み取れます。

小中学校の児童数の推移では、平成 26 年から令和２年までで 173 人減少し、小・中各学年９年で割り返すと 19.2 人となり、各学年約 20 人づつの減少になります。

＜保育園児数・幼稚園児数の推移＞

（単位：人）

区　　分	H26	H27	H28	H26	H30	R1	R2
合　　計	155	167	155	158	150	140	136
保育園児　０～５歳児	99	110	98	93	101	103	94
幼稚園児　３～５歳児	56	57	57	65	49	37	42

資料：町民福祉課（保育園児：各年４月１日現在）（幼稚園児：各年５月１日現在）

＜児童数・生徒数の推移＞

（単位：人）

区　　分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合　　計	574	550	521	497	463	433	401
小学生　　１年生	60	52	50	52	42	41	41
２年生	49	60	53	48	52	38	39
３年生	68	49	65	51	49	47	40
４年生	66	66	48	64	48	44	42
５年生	61	59	53	51	63	47	41
６年生	80	57	60	53	49	60	45
小　　計	384	343	329	319	303	277	248
中学生　　１年生	69	74	51	56	51	48	57
２年生	64	70	71	51	57	52	44
３年生	57	63	70	71	52	56	52
小　　計	190	207	192	178	160	156	153

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

第３節　地域資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

１．福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況

江差町内に所在する「高齢者福祉・介護分野」「障がい福祉分野」「児童福祉・子育て支援分野」の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、次のとおりです。

＜高齢者福祉・介護分野＞

施設・事業所	個所数
合計	22
養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
介護老人保健施設（老人保健施設）	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	2
訪問看護事業所	2
地域密着型通所介護	1
認知症対応型通所介護	1
通所介護（デイサービス）事業所	3
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	2
居宅介護支援事業所	5
地域包括支援センター	1

資料：高齢あんしん課（令和３年４月１日現在）

＜障がい福祉分野＞

施設・事業所	個所数
合計	38
施設入所支援	1
短期入所（ショートステイ）	1
共同生活援助（グループホーム）事業所	20
居宅介護事業所	2
重度訪問介護事業所	2
生活介護事業所	6
就労継続支援（B型）事業所	5
相談支援事業所	1

資料：町民福祉課（令和３年４月１日現在）

＜児童福祉・子育て支援分野＞

施設・事業所	個所数
合計	16
保育所（園）	3
院内保育所	1
認定こども園	1
小学校	3
中学校	2
子育て支援センター	1
学童保育所	3
子育てサークル	1
保健センター	1

資料：町民福祉課（令和３年４月１日現在）

２．福祉活動に関わる人的資源の状況

【町内会・自治会】

町内会・自治会は、住民にとって最も身近な地域単位であり、地域の伝統行事や地域活動を通じて、住民相互の連帯感を育む基盤です。

町内会・自治会は、地域住民が協力して、地域内の高齢者等の見守りを積極的に行うなど、地域の実情に応じた様々な活動が進められています。

また、防犯・防災体制として町内会・自治会と住民相互の役割も重要です。

江差町内には、３２の町内会・自治会があります。活動内容はそれぞれの組織によって異なりますが、住民相互の親睦を深めることのほか、より良い地域づくりのために地域の課題解決に向けた取り組み等を行っています。

＜町内会・自治会会員数の推移＞

（単位：人）

年　度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
世帯数	3,171	3,114	3,073	3,042	3,005	2,992	2,978

資料：江差町町内会連合会（各年４月１日現在）

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ北海道知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。

任期は３年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の主な活動としては、担当地域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容等の情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、日頃から定期的に高齢者世帯や支援の必要な世帯を訪問するなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

江差町では、３３名の民生委員・児童委員（うち主任児童委員２名）が活動しています。

【障がい者相談員】

障がい者相談員は、障がい（身体・知的・精神）をお持ちの方または家族の方々の相談に応じ、必要な指導、助言をしていただくことを目的に江差町が委嘱します。

任期は２年で、身体障がい者相談員１名、知的障がい者相談員１名、精神障がい者相談員１名が活動しています。

また、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の２名は、地域相談員として北海道知事から委嘱を受けています。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動において、中核的な役割を担う団体として位置付けられています。

身近な相談機関として、日常生活自立支援事業や市民後見人制度の推進など地域福祉活動や民間活動を支援する機関として重要な役割を担います。

【社会福祉法人】

社会福祉法人は、福祉サービスの実際の提供者として、利用しやすい事業内容やサービス内容の情報の提供、サービスの質の向上、苦情対応等に取り組んでいます。

また、地域共生社会の実現に向けた地域貢献活動についても期待されております。

【老人クラブ】

江差町内には、２４の老人クラブがあります。クラブ活動を通じて高齢者の健康づくり、生きがい交流活動等の取り組みを行っています。

＜老人クラブ会員数の推移＞

（単位：人）

年　度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
会員数	587	582	553	484	484	482	474

資料：江差町老人クラブ連合会（各年４月１日現在）

【高齢者事業団】

概ね６０歳以上の方で、豊かな経験と能力を活かし、臨時的・短期的な仕事をすることで、生きがいや地域社会への参加を目的に活動しています。

＜高齢者事業団会員数の推移＞

（単位：人）

年　度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
会員数	31	32	35	32	31	30	28

資料：江差町高齢者事業団（各年４月１日現在）

３．地域福祉の推進に向けて求められる課題整理

第５期江差町地域福祉計画策定にあたり、町民の皆様の福祉についてのお考えやご意見を伺い、地域の現状や課題を把握し計画に反映させていくため、アンケート調査を実施しました。

第４期計画での基本的な取組みや事業について継続していくとともに、地域福祉の推進に向けて求められる課題について、次のとおり整理します。

１．アンケート結果　（資料編に記載）

（１）調査期間　　令和３年８月３日～8月 15 日

（２）調査対象　　町内にお住まいの 20 歳以上の町民 1,500 票（無作為抽出）

（３）回収数・率　５８３票（３８．８%）

２．第５期計画に向けた課題整理

課題１　福祉サービス情報発信・相談体制とサービス提供体制の充実

町からの福祉や健康に関する情報発信についてアンケート調査結果では、情報を入手できていない割合は全体の２割を占めており、年代別では、40 歳以下が約 3 割と年代の若い方がより入手できていない比重が高くなっています。

地域福祉の取組みで重要な問においても、高齢者や障がいのある人が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備が課題であるとの回答が高くなっています。

福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手でき、適切な情報やサービスを提供できるよう、引き続き、情報提供・相談支援体制の工夫や内容の充実を図っていくことが求められます。

課題２　地域の見守り支援

地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域に関心を持ち、地域のことを知ることで、支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。

アンケート調査結果では、地域の交流機会や近所付き合いが減っていることをあげている方が２割おり、地域のつながりが減っているという問題傾向がみられます。

不幸ゼロのまちに向け、近所で気にかかる人や悩みを抱えている人がいたら、地域でお互いに協力しながら声掛けや見守り支援をし、関係機関の相談窓口へ繋げる支援体制が必要となります。

課題３　地域活動（町内会・自治会・ボランティア）における担い手の養成

町民アンケート調査結果では、町内会・自治会・ボランティアなどの地域活動における活動の固定化や高齢化、役員の担い手がいない等の意見が挙げられています。

今後の参加（継続）意向を持っている方も一定数いることから、地域活動やボランティア活動の輪を広げるために、活動内容を知らせる広報の充実や、地域の担い手を養成のた

め、地域福祉の普及・啓発を推進し世代にとらわれない取組しやすい仕組みづくりが必要です。

課題４．安心して暮らせる環境の充実

町民アンケート調査結果では、誰もが安心して暮らせる地域にするためには、安心して子供を生み育てられる環境の充実に続き、交通の利便性の確保、隣近所など周囲の理解と協力による日常の見守り支援を行うとの意見となっており、住み慣れた地域で安心した生活を送るための環境の整備が重要です。

今後ますます加速する少子高齢化に対して子どもから高齢者、障がいのある人まで安心して暮らすことのできる生活環境の整備に向けて、福祉・保健・医療及び生活関連分野との更なる連携が必要です。

■第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念

「助け愛・支え愛」を未来へつなげ
誰もが安心して暮らせるまちづくり

地域福祉とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える人に対する支援のあり方が課題となっています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や障がいのある人、子どもたちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成する一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、お互いに思いやり、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となります。

特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「助け愛・支え愛」の双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切となります。

本計画では、第４期江差町地域福祉計画を継承し、さらなる取り組みの充実を図ることで、住民をはじめ、町内会・自治会などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所などが、協働することにより、すべての住民がともに助け支え合い、だれもが安心して暮らせる地域づくりの実現をめざします。

地域共生社会とは
　制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会を目指すこと。

第２節　計画の基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の３つの柱を設定します。

基本目標１	福祉サービスを利用しやすい“仕組みづくり”

だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域づくりをめざします。

そのためには、福祉サービスに関する情報の提供、相談支援体制の充実、福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを推進します。

基本目標２	安全で安心な暮らしを支える“基盤づくり”

だれもが安心して安全に暮らせる地域づくりをめざします。

そのためには、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らし続ける基盤づくりを推進します。

基本目標３	気軽に参加できる“環境づくり”

だれもが気軽に地域福祉活動に参加できる地域づくりをめざします。

そのためには、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、参加しやすい環境づくりを推進します。

第３節　計画の体系

基本理念「助け愛・支え愛」を未来へつなげ　誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標１

福祉サービスを利用しやすい
“仕組みづくり”

- １．情報提供の充実
  - （１）福祉サービスの情報発信
  - （２）情報の交換や共有
- ２．相談支援の充実
  - （１）相談機能の強化
  - （２）身近で気軽な相談支援

基本目標２

安全で安心な暮らしを支える
“基盤づくり”

- １．安全で安心な環境の充実
  - （１）福祉サービス提供体制の充実
  - （２）地域の見守り支援体制の構築
  - （３）身近な助け合い
- ２．いのちを守る支援の充実
  - （１）虐待防止対策の強化
  - （２）ケアラー支援の取り組み
  - （３）行方不明事故防止対策の取り組み
  - （４）孤立死防止対策等の取り組み
  - （５）災害時等に備える取り組み

基本目標３

気軽に参加できる
“環境づくり”

- １．学ぶ機会の充実
  - （１）福祉教育課題を学び考える機会の充実
- ２．地域での参加機会の充実
  - （１）交流の場の充実
  - （２）地域活動・ボランティアの充実
  - （３）地域活動・ボランティアの支援

■第４章　取り組みと役割分担

【基本目標１】

第１節　福祉サービスを利用しやすい“仕組みづくり”

１．情報提供の充実

（１）福祉サービスの情報発信

【現状と課題】

福祉サービスが多様化している中、何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのかを知ることが必要です。このため、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適したサービスを選択・利用できるようにするために、目的に応じたわかりやすい情報提供が必要となります。

町民アンケート調査結果を見ると、福祉や健康についての情報や知識は、広報えさし・江差町ホームページから入手している割合が最も高く、年代別に応じた情報発信の充実も必要と考えられます。引き続き情報周知についての方法・機会の工夫や、内容の充実を図っていくことが重要となります。

【取組の方針】

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手困難な方へのきめ細かな配慮など、分かりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

【共通して取り組むべき事項】

町の福祉に係る制度やサービスの情報について、各種冊子や広報・ホームページなどの特性を生かした情報提供に努めます。

【主な事業】

「広報紙やホームページへの掲載」

「介護予防・高齢者福祉、障がい者福祉、子育てに関する情報提供」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●広報やパンフレットなどをよく読み、福祉サービスに関する理解を心がけます。

●福祉サービスに関する説明会などに参加するよう心がけます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■町内会報などを活用して、必要な福祉サービスの情報を伝えます。

■福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。

■地域の組織や団体、民生委員・児童委員などによる相談支援活動に努め、福祉サ

ービスの情報提供の機会として活用します。

■民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。

■ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、必要な福祉サービスなどに関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。

＊行政が取り組むこと	「公助」

◆広報「えさし」やホームページ、LINE などを活用し、福祉サービスの情報提供の内容の充実を図ります。

◆福祉サービスを必要とする人が必要な情報を得られるような仕組みづくりと、わかりやすい情報提供のための工夫と充実を図ります。

◆地域の組織や団体、保育所、幼稚園、小中学校などを通じ、さまざまな機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。

◆民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。

◆福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につながるよう十分に配慮します。

◆情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある方には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。

（２）情報の交換や共有

【現状と課題】

地域において、支援が必要な人たちに関する情報を把握し共有していくことが重要です。

・認知症を抱える人たちのことを把握

・災害時等に支援が必要な人たちの状況を把握　等

【取組の方針】

地域において、町民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化とともに、見守り活動などの充実を図っていくうえで重要となる情報を共有していくための取り組みを推進します。

【共通して取り組むべき事項】

□身近な地域において支え合い助け合う地域づくり

町民が地域において、お互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進していくため、地域の実態や福祉ニーズの把握等を通じて、多様な生活課題を支援できる体制づくりを図ります。

【主な事業】

「生活相談窓口の充実」「避難行動要支援者登録制度の整備」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●広報やパンフレットなどの内容について、家族で話し合います。

●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。

●自分や家族の情報は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場などに参加するよう心がけます。

■自分や家族の情報や緊急時の連絡先などは、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所の人たちと伝え合うよう心がけます。

■地域での集まりや地域活動の行事を通じて、個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある方など、支援が必要な人たちに対する見守りなどを充実させるため、民生委員・児童委員や町内会・自治会などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化を図ります。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆各地域の活動や福祉活動、地域資源について集約するとともに、それらの状況についての情報提供に努めます。

◆町内会や自治会、民生委員・児童委員などと支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて、検討していきます。

◆社会福祉協議会へ福祉活動専門員配置の補助を行い、町と連携した地域福祉活動の拠点とした機能強化を図ります。

２．相談支援の充実

（１）　相談機能の強化

【現状と課題】

福祉サービスの多様化とともに、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

福祉サービスを必要とする人たちに対し、丁寧な関わりを持ちながら相談支援を行い、福祉サービスの利用につないでいく取り組みを充実させていくことが重要となります。

【取組の方針】

住民の生活課題は多岐にわたり、乳幼児から高齢者まで抱える悩みも多種多様となっています。福祉分野だけではなく、医療・保健・介護・生活環境・教育など個別の分野を超え、各関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人の様々なニーズを適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、きめ細かな相談窓口での対応を推進するなど相談機能の強化を図ります。

【共通して取り組むべき事項】①

□複合化した地域課題を解決するための体制づくり

町では、高齢者については「地域ケア会議」、障がい児・者については、「障がい者自立支援協議会」、虐待や不登校などの支援については、「要保護児童対策地域協議会」、子育て家庭や地域が抱える子育て課題の解決を図るため「子ども・子育て会議」を設置しております。複合化した課題や制度の狭間となる課題については、専門性を活かした相談・解決支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

「高齢者相談支援の推進」「障がい者相談支援の推進」「子育て総合相談支援の推進」「生活困窮者自立支援制度の推進（相談支援との連携）」など

【共通して取り組むべき事項】②

□多様な参加と活躍の促進

生活困窮者等への就労機会の確保と就労支援の推進等により、多様な社会参加を促進します。また、北海道や自立相談支援事業所「生活就労サポートセンターひやま」、ハローワーク等の関係機関と連携し、労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。

【主な事業】

「生活困窮者自立支援制度の推進（就労支援との連携）」「障がい者の就労支援」など

【共通して取り組むべき事項】③

□罪を犯した者等への社会復帰支援

平成２８年１２月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、高齢者、障がい者、未成年等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮等への支援などを提供するため、地域における立ち直り支援ネットワークの構築を検討します。

【主な事業】

「再犯防止の推進」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●困っているときには、悩みをひとりで抱え込まず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。

●広報やパンフレット、ホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■隣近所の人が福祉や介護などのことで悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には各種相談窓口へつなぎます。

■福祉サービス事業者は、相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意思決定）を促す相談支援を実践します。

■役場での相談をすすめるときには、具体的な相談窓口を含め、丁寧に説明するとともに、可能な範囲で説明内容を記述したものを手渡すようにします。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため各種相談窓口をコンパクトに整理しながら周知を図ります。

◆担当する相談窓口が複数個所にまたがるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じて同行しながら支援します。

◆相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意思決定）を促す相談支援を実践します。

◆相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。

◆相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実し、各種関係機関や団体との情報交換や連携を図ります。

（２）　身近で気軽な相談支援

【現状と課題】

誰もが安心して暮らし続けられるよう、関係機関との連携により、相談者が気軽に安心できる相談支援の構築が重要となります。

町民アンケート結果では、日常の生活の不安や悩みの相談先は、家族が最も高く、次いで友人・知人・行政機関等と続きますが、相談しようと思う場所がない方も１割を切っているものの回答数があることから、相談者が気軽に安心できる相談支援体制が求められます。

【取組の方針】

民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、住民の身近な相談相手や気軽な相談窓口になるよう、地域における相談支援活動を推進するとともに、地域包括支援センターや子育て支援センターなどが住民にとってより身近なものとなるよう、機能を充実させていきます。

【共通して取り組むべき事項】

□相談支援の充実

支援を必要とする人が身近なところで気軽に相談できるようにするため、利用しやすい相談体制を整えるとともに、相談窓口の連携により町民が安心して生活できるよう相談支援体制の充実を推進します。

平成２８年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて作成された「江差町自殺対策計画」のもと、自殺のサインに気づき適切な対応を図るゲートキーパーの普及・育成に努めます。

また、核家族化や共働き世帯も増加しており、子育て支援を必要とする家庭が増えてきています。子育てを支える環境づくりや子育ての悩みを気軽に相談できる場の仕組みづくりを推進します。

【主な事業】

「生活困窮者の自立支援体制の推進」「民生委員・児童委員活動の推進」「地域包括支援センター（包括的支援事業）の充実」「家族介護者支援事業」「障がい者相談員の活動支援」「保健センターの充実」「子育て支援センターの充実」「自殺防止対策事業」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●家族や親せきとの付き合いを大切にします。

●困っているときには、悩みをひとりで抱え込まず、地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■近所付き合いを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。

■隣近所の人が悩みを抱え込んでいたら、民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人に気軽に話をしてみるよう声をかけ合います。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、住民に知らせるよう心がけます。

■相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。

■相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。

■相談活動に携わる人たちは、生活上での困りごとについて把握し、対応困難事例などの専門的な支援の必要性が確認できた場合には、各種相談窓口へつなぎます。

■ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、かつ専門性の高い相談相手となるよう、その充実に努めます。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、相談支援に携わる人たちのことをコンパクトに整理し、周知します。

◆相談支援に携わる人たちの研修の機会を設け、質の向上を図ります。

■社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や社会福祉活動への住民参加のための援助等を行う「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」という役割を持っています。

地域の様々な福祉ニーズや福祉課題に対して、地域住民や関係機関・団体、町と協働し地域福祉活動を推進していくため、法人運営部門、地域福祉部門、介護事業部門それぞれの機能が有機的かつ総合的につながり、地域生活を支える取組を行っています。

誰もが住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを続けられるよう、町は社会福祉協議会と連携を図り地域福祉の推進に取り組んでいきます。

【法人運営部門】

□社協の運営機能強化　□広報・啓発活動　□愛情銀行（寄付金及び物品の財源活用）□貸出事業

【地域福祉部門】

□地域福祉実践活動の推進　□ふれあい・いきいきサロン推進事業

□ボランティア活動の推進　□福祉・ボランティア団体等への活動支援

□学校教育ボランティア活動等への支援　□生活相談窓口の充実

□法人後見事業　□生活福祉資金貸付事業　□共同募金運動の推進

□福祉団体活動支援及び連携・協働

【介護事業部門】

□介護保険事業及び障害者総合支援事業　□福祉有償運送（移送サービス）

□苦情解決窓口の設置

【基本目標２】

第２節　安全で安心な暮らしを支える“基盤づくり”

１．安全で安心な環境の充実

（１）福祉サービス提供体制の充実

【現状と課題】

住んでいる地域において、安心して暮らしていくため、公的な制度による福祉サービスの充実、地域における福祉や介護のサービス提供について、それぞれの個別計画（行政計画）に基づき、サービスの不足やそのことによる不安をできる限り解消、生活に困窮している方や世帯に対する支援の充実、家族介護者などの休息を確保するための支援や外出のための支援等が必要とされています。

福祉制度は多岐にわたっており、どのようなサービスがあるか、どこで相談してよいのかわからない人は少なくありません。必要なサービスは何かを自らが選択できるようにわかりやすい情報を提供することが重要となります。

＊個別計画（行政計画）
（高齢者福祉・介護分野）高齢者福祉計画・介護保険事業計画
（障がい者福祉分野）障がい福祉計画・障がい児福祉計画
（児童福祉・子育て支援分野）子ども・子育て支援事業計画　等

【取組の方針】

法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりを推進します。

【共通して取り組むべき事項】①

□保健・医療・福祉のネットワーク

自らの心身を自らが守る意識を高め、支援が必要な人には個々の状況に即したきめ細やかなサービスが提供できるように、保健・医療・福祉の各部署が、それぞれの施策の充実を図りながら、相互に連携して進めていくことが必要です。

【主な事業】

「健康づくり事業等の推進」「在宅医療・介護連携推進事業の推進」
「地域子ども・子育て支援事業の推進」など

【共通して取り組むべき事項】②

□誰もが利用しやすい権利擁護の推進

成年後見支援センター事業において各種相談や関係機関との連携、成年後見制度の利用促進を行います。

また、認知症、知的障害、精神障害などにより判断が不十分な方への権利擁護支援の担い手として、成年後見支援センターと連携した市民後見人の養成・支援を実施し、福祉サービスを安心して選択・利用できる体制を整備しています。

平成２８年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、法の趣旨を踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めます。このほか、判断能力が十分でない方の権利を擁護し支援する取組や、高齢者や障がいを持つ方で、頼れる親族がいない場合でも、安心して地域で暮らし続けられるように支援を行います。

【主な事業】

「成年後見制度利用支援事業（制度の普及と利用支援）の推進」

「成年後見支援センター事業の推進」　「日常生活自立支援事業」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●成年後見制度や日常生活自立支援事業などの福祉サービスについての知識を身につけ、必要に応じて活用するよう心がけます。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■地域での行事などに、お互いに参加し合い、交流を深めながら、地域との信頼関係を築きます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■福祉サービス事業所は、利用者の利益を最優先に考えた福祉サービスを提供し、その質の向上に努めます。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆各種福祉・介護分野の行政計画を推進することにより、福祉サービスの質や量の充実を図ります。

◆住民の福祉や介護のニーズに対応していくため、近隣町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。

◆福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。

◆福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりを推進します。

◆福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域包括支援センターなどのさらなる機能充実を図ります。

◆支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、地域子育て支援センターなどのさらなる機能充実を図ります。
◆各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。
◆低所得者などの生活困窮者に対しては「生活就労サポートセンターひやま」等、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を推進していきます。
◆福祉バスの運行にあたっては、高齢者をはじめ、住民の福祉活動の促進と社会参加の充実を図ります。
◆福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
◆成年後見制度や日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発し、活用の促進に努めます。

成年後見制度の推進

「成年後見制度」は、認知症やひとり暮らし高齢者、障がいなどにより、判断能力に不安を抱えている方が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって本人の財産や権利を擁護するものです。

当町では、平成３０年７月に「成年後見支援センター」を設置し（社会福祉協議会委託）、「成年後見制度」及び「日常生活自立支援事業」の積極的な推進を図っております。

（２）　地域の見守り支援体制の構築

【現状と課題】

地域福祉のあり方として、地域における助け合い、支え合いによる地域福祉の推進が必要とされています。近所で気にかかる人や悩みを抱えている人がいたら、地域でお互いに協力しながら声かけや見守り支援をし、地域との関わりが孤立しがちな人たちを見守っていく支援が大切です。

【取組の方針】

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動を推進します。

【共通して取り組むべき事項】①

□地域での見守り・孤立化防止対策の推進

地域におけるひとり暮らし高齢者等の孤立化防止に向け、地域での見守りや声かけ活動の構築にむけて地域住民や事業者、民生委員児童委員、関係機関等と連携を図りながら見守り体制の充実を図ります。

【主な事業】

「あいさつ・声かけ活動の推進」「地域ネットワークの充実」など

【共通して取り組むべき事項】②

□地域活動の中心となる地域組織との連携による住民活動の活性化

町内会・自治会や町内会連合会などの地域組織におけるコミュニティとの連携により、住民の生きがいや居場所づくりを創出します。

【主な事業】

「町内会・自治会活動総合交付金」「町内会連合会運営費補助」など

【共通して取り組むべき事項】③

□高齢者等の住宅確保要配慮者への支援

安心して住み続けられる住まいの確保は、地域生活の基本です。誰もが自分の望む地域で住まいを確保できるように、住まい等に関する支援や地域から孤立させない支援を行います。

【主な事業】

「居住支援の推進」「シルバーハウジング生活援助員派遣事業（ＬＳＡ配置事業）」など

【共通して取り組むべき事項】④

□高齢者等の移動手段への支援

高齢者等の自立と社会活動への参加を促進するため６５歳以上の方を対象に、町内を運行する路線バス運賃の半額助成を実施します。

また、通院等外出支援を目的として「外出支援サービス」と「福祉タクシー利用券の交付」を実施します。

【主な事業】

「高齢者等交通費助成事業」「高齢者等外出支援サービス事業（移送サービス）」「福祉タクシー利用券の交付」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと	「自助」

●地域における見守り活動や相談支援活動についての趣旨を理解し、可能な限り協力します。

＊身近なつながりで取り組むこと	「互助」

■隣近所で気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、地域における見守り活動や相談支援活動と協力し合います。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと	「共助」

■民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブなどが、それぞれの特徴を活かしながら、お互いに連携を図り支援を必要とする人たちの見守り活動や相談支援活動をすすめます。

■日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族に気がついたときには、行政機関へ連絡します。

■事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。

■地域における福祉活動のさらなる充実を図っていくため、福祉活動の協力者の確保に努めるとともに、民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。

■福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。

＊行政が取り組むこと	「公助」

◆地域における福祉活動を推進する際に課題となっている個人情報の取り扱いについて、混乱の是正を図るための検討（ルールづくり等）をすすめます。

◆民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブなどの連携により実施する見守り活動や相談支援活動の充実に向けた取り組みを支援します。

◆福祉施策に協働できる団体等の育成に努めます。

◆事業者と締結しているひとり暮らしの高齢者などの見守り活動に関する協定書に基づき、行っている見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう、関係者間での検討、調整を行います。

（３）　身近な助け合い

【現状と課題】

地域に住んでいる一人ひとりが様々な地域課題を受け止め、その課題解決を試みることができるような地域共生社会が求められています。

町民アンケート結果を見ると、近所のお付き合いについて、あいさつをする程度が最

も高く、次いで立ち話をする程度、何か困ったときに助け合える程度と続きますが、近所のお付き合いに満足していない、どちらかというと満足していない方も１割の回答があることから、住み慣れた地域で安心した生活を送るために、相互に助け合う体制を築くことが重要です。

【取組の方針】

隣近所の人たちや地域の人たちの関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域社会において孤立することなく、安全で安心な暮らしとなることをめざします。

【共通して取り組むべき事項】

□介護予防や生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーターや協議体を中心に、高齢者の生活支援・介護予防のサービスの充実や、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。また、障がいのある方が地域で安全に安心して生活できるよう、緊急相談窓口の設置など地域で支える体制づくりに取り組みます。

【主な事業】

「除雪サービス事業」「生活支援体制整備事業の推進」
「障がい者を地域で支える体制づくり」「介護予防・日常生活支援総合事業」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●自分一人でできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。

●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

■困りごとが生じた場合には、隣近所の人同士で、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。

■ごみ出し、買い物や通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことが十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

＊行政が取り組むこと	「公助」

◆地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

2．いのちを守る支援の充実

（1）虐待防止対策の強化

【現状と課題】

虐待は、高齢者や障がいのある人、児童等の心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為です。虐待を防止していくためには、地域での見守りとともに、介護疲れや育児不安などを抱える人たちに寄り添いながら、丁寧な相談支援をすすめていくことが重要です。

町民アンケート結果では、虐待を知った場合に町などの公的機関に速やかに通報する義務があることについて、約４割が知らなかったと回答しています。

虐待を受けている人は、自分から助けを求めたり、相談することが難しい場合があり、虐待の発見が遅くなることがあります。関係機関と連携して速やかに情報共有・実態把握をすることが重要となります。

【取組の方針】

高齢者や障がいのある人、児童等に対する虐待の早期発見や防止対策として、通報先や相談の体制を整え、いのちを守る支援を推進し「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に努めます。また、虐待対応についての研修会の実施等、本人や家族、地域を対象とした取り組みを行います。

【共通して取り組むべき事項】

□虐待の防止と早期発見、解決への取組み

地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守るために、乳幼児から高齢者、障がいのある人等への虐待防止体制の強化を図るとともに、民生委員・児童委員や教育機関、児童相談所、福祉施設、警察等の関係機関との連携を充実させ、早期発見と問題解決に取組みます。

【主な事業】

「高齢者等虐待防止対策事業」「障がい者虐待防止対策支援事業」「児童虐待防止対策事業」「ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）防止対策の充実」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと	「自助」

●高齢者や障がいのある人、児童等に対する虐待問題についての理解を深めます。

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■地域での集まりや行事、保育所や幼稚園、小・中学校での保護者会などの機会を活用しながら、高齢者や障がいのある人、児童等に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。

■高齢者や障がいのある人、児童等に対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと隣近所の人たちが協力しながら、声かけや見守りをすすめます。

■高齢者や障がいのある人、児童等に対する虐待、若しくは虐待と思われる様子に気がついたときには、役場や警察、児童相談所等へ、速やかに連絡します。

■福祉サービス事業者は、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめます。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆高齢者や障がいのある人、児童等に対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。

◆虐待問題に対応する連絡先や相談窓口の周知と機能強化を図ります。

◆地域からの虐待に関する連絡や相談に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。

◆福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめるよう啓発します。

◆高齢者虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります。

◆児童虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります。

◆障がい者虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、障がい者地域自立支援協議会などのさらなる機能充実を図ります。

（２）ケアラー支援の取り組み

【現状と課題】

ケアラー（高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者）は、身体的・精神的負担、職場環境などにより、仕事を辞めざるを得ないことや、社会との関わりが減り孤立を深めることもあります。

また、ヤングケアラーについては、ケアを理由に進学、部活動などをあきらめ、教育や友人との交流を通じて人間として成長する重要な時期をケアに費やしてしまい、社会と繋がりもなくなってしまうことがあります。町民アンケート結果では、ヤングケアラーという言葉を約４割が知らなかったと回答しています。

ケアラーに対する社会的な認知度は高いと言えず、周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されています。

【取組の方針】

ケアラーとその家族等が孤立することなく、関係機関等が連携しケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える仕組みづくりに努めます。

共通して取り組むべき事項】

□ケアラーの早期発見、支援への取組み

ケアラーが孤立することなく自分自身の生活や人生について抱える様々な悩みや求めている情報の提供に応じるための相談体制を整備し、行政機関だけでなく、民生委員・児童委員や教育機関、児童相談所等の関係機関との連携を充実させ必要な支援に取組みます。

【主な事業】

「ケアラー支援体制の構築」「ケアラーに関する社会的認知度の推進」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●ケアラーについての内容について、家族で話し合いをし理解を深めます。

●家族の介護等で悩んでいたら、悩みを一人で抱え込まず、関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■地域での集まりや行事などの中で、ケアラーについて学ぶ機会をつくります。

■気になる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと隣近所の人たちが協力しながら、声かけや見守りをすすめます。

■ケアラーと思われる様子に気がついたときには、役場や関係機関に連絡します。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆ケアラー支援の必要性を知っていただくための学ぶ機会の充実を図ります。

◆ケアラーに対応する連絡先や相談窓口の周知と機能強化を図ります。

◆ケアラーの早期発見及び支援するための体制づくりを図ります。

（３）行方不明事故防止対策の取り組み

【現状と課題】

認知症高齢者などの行方不明事故を防止するためには、地域の人たちの理解と協力による取り組みが大切です。

【取組の方針】

認知症高齢者などの行方不明などの事故防止対策を推進するため、見守り体制の充実と強化を図り、「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に努めます。

【共通して取り組むべき事項】

□認知症に対する理解と支援の充実

厚生労働省が推進する「認知症を正しく理解し、偏見を持たず認知症の方やその家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）」の養成と認知症に関する理解の促進に努めます。

【主な事業】

「認知症啓発事業の推進」「認知症サポーター養成講座」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●認知症高齢者などの徘徊や行方不明事故などの問題についての理解を深めます。

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家族に関する情報について、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■認知症を抱える人のことについて隣近所の人たちの間で理解し、お互いに協力し合います。

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■地域での集まりや行事などの中で、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。

■認知症サポーター養成講座に参加するなど、地域における認知症に関する啓発活動に協力します。

■事業者は、配達などの外回りの業務時に、行動が気になる高齢者などに気がついたときには、役場や警察などに通報するよう努めます。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆認知症サポーター養成講座の開催に取り組みます。

◆徘徊している認知症高齢者などへの声かけや発見した時の情報伝達などを地域と協

力しながら、早期に発見する仕組みなどについて、検討をすすめます。

（４）孤立死防止対策等の取り組み

【現状と課題】

高齢者などの孤立死を防止するためには、地域の人たちの理解と協力による取り組みが必要となります。

高齢化の進展により、親族と疎遠の場合や身元引受人がいない場合の対応について、今後孤独死の増加が見込まれることから関係機関及び地域の見守り活動の更なる連携が重要となります。

【取組の方針】

高齢者などの孤立死防止対策を推進するため、見守り体制の充実と強化を図り「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に努めます。

【共通して取り組むべき事項】

□見守りネットワーク等による見守り・支え合い体制の充実

見守りネットワークの取組を周知するとともに、見守りサポーターの養成や事業協力者を拡大するなど、子ども・子育て家庭、高齢者、障がい者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる体制を充実します。

また、日常生活上注意を要する方に対して、家庭用緊急通報機器を貸与（設置）し急病等の迅速・正確な救援体制と不安の解消を図ります。

【主な事業】

「見守り活動の推進（見守り支え合いネットワーク事業）」

「緊急通報システム設置事業」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家族に関する情報について、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■事業者は、配達などの外回りの業務時に、行動が気になる高齢者などに気がついたときには、役場や警察などに通報するよう努めます。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆町内すべての高齢者世帯を対象に、見守りネットワーク体制を構築するとともに生活

困窮等により孤立死に至る恐れのある世帯を早期に発見し、未然に防止するよう努めます。

◆生活困窮等により孤立死に至る恐れのある世帯に対し、そのような状況に至った要因である生活課題を解消するための福祉サービスの提供や、定期的な見守り体制を構築します。

（５）災害時等に備える取り組み

【現状と課題】

近年の風水害や地震などの災害発生時において、各自の日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時の迅速な要配慮者への支援等の重要性が改めて認識されました。

町民アンケート調査結果では、災害時の避難場所について「知っている」が７割を超えていますが、居住年数５年未満の５割の方が「知らない」と回答しています。

生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出、救護体制、被災後の支援体制について迅速な対応ができるよう、その実態などをきちんと把握し、得られた情報を地域で共有しておくこととともに、支援の役割分担の明確化や、それに基づく避難訓練などに取り組んでいくことが大切です。

【取組の方針】

災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を推進し、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

【共通して取り組むべき事項】

□地域力を活かした防災等の安全なまちづくりの推進

日頃の防災意識の高揚や自主防災組織の育成・活動支援を充実するとともに、避難行動要支援者名簿の同意確認などを推進し、災害時に備えます。

【主な事業】

「防災ハザードマップの配布・活用」「防災意識の啓発（防災教育の取組）」
「避難行動要支援者登録制度の推進」「あいさつ・声かけ活動の推進」
「自主防災組織の育成（自主防災訓練等への支援）」
「防災意識の啓発（防災教育の取組）」「赤十字奉仕団の活動支援」

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。

●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。

●地域での防災や減災に関する取り組みに積極的に参加します。

＊身近なつながりで取り組むこと	「互助」

■災害発生時には、隣近所の助け合いが重要となるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと	「共助」

■防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。

■自主防災組織活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。

■災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。

＊行政が取り組むこと	「公助」

◆避難場所や危険箇所などについて周知します。

◆自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。

◆住民の防災意識を高めるよう、防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。

◆避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。

災害対策の推進

災害時に被害の拡大を防ぐためには、公的機関による対応「公助」だけでは限界があり、自分の身の安全は自ら守る「自助」とともに、地域や近隣の住民が集まり、互いに協力し合いながら防災活動に取り組む「互助・共助」の体制づくりが重要となります。

町では、災害対策基本法第 49 条の 11 第２項に基づき、あらかじめ避難行動要支援者の同意が得られた方の名簿情報を作成し、避難支援等関係者（消防署、警察署、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会）に対して情報提供し、平常時から地域の助け合いを通じて、災害が発生した際に“避難連絡”や“安否確認”などの支援が得られやすい“仕組みづくり”と体制整備の推進を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難行動基準として、「避難時の４つのポイント・避難行動フロチャート」リーフを作成し全戸配布したほか、「避難所運営マニュアル」を作成して、避難所運営の主体となる町内会・自治会等に配布し、災害に対する意識高揚をはかりました。

令和３年５月の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者の個別支援計画の作成が努力義務化となり、災害時においての避難を迅速に行うことができるよう避難計画の作成に努めます。

＜避難行動要支援者数＞

（令和３年１２月現在）

区　　分	対象者数
要介護３～５認定者（施設入所者除く）	４５人
身体障害者手帳 1、２級所持者	６６人
療育手帳（Ａ判定）所持者	５人
精神保健福祉手帳１級所持者	１人
家庭用緊急通報機器設置者等	６６人
合　　計	１８３人

災害対策基本法第 49 条の 10、地域防災計画

＊避難行動要支援者名簿：平成２５年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が規定されました。

【基本目標３】

第３節　気軽に参加できる“環境づくり”

１．学ぶ機会の充実

（１）　福祉教育課題を学び考える機会の充実

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、地域に関心を持ち地域のことを知ることで、支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。

その土台として、幼少期から地域福祉への関心を促し、人間形成を図る福祉教育が重要となります。また、学校教育や社会教育でボランティア活動などに取り組み、福祉の理解を深めていくことが大切です。

【取組の方針】

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、だれもが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実を図ります。

また、福祉や介護の制度やサービス、認知症の理解、障がいや障がいのある人の理解、子育て不安の解消、虐待問題についての対応など、知る機会が少ない身近な福祉問題にかかわる課題や対策などを学ぶ場や機会の充実を図ります。

【共通して取り組むべき事項】

□学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進

町立小・中学校における福祉教育、人権教育や道徳教育の実施などにより子どもの頃から福祉の心を育むとともに、生涯学習に関する各種講座やイベント等を開催し、一層の福祉意識の醸成やまちづくり活動への参加を促進します。

□まちづくり活動の推進

住民の自主的な活動を促進し、地域の課題を住民の力で解決していく“環境づくり”に努め、まちづくり活動組織の育成を図ります。

【主な事業】

「いのちの教育活動の推進」「シニア世代活動の推進」
「人権・福祉に関する教育活動・啓発事業の推進」「マナーの向上に向けた啓発活動」
「住民参加型地域づくり事業の推進」「まちづくり懇話会（町内会・自治会等）の充実」

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●人権や福祉の課題について理解を深めます。
●人権や福祉教育に関する学習会などへ積極的に参加します。
●高齢者や障がいのある人、子どもの課題について理解を深めます。

●高齢者や障がいのある人、子どもたちとふれあう機会をつくります。

＊身近なつながりで取り組むこと	「互助」

■福祉や介護をテーマとした講演会や出前講座について、一人ひとりが関心をもち、隣近所の人同士で、お互いに声をかけあいながら参加を誘い合います。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと	「共助」

■地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉教育に関する学習会などに取り組みます。

■子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。

■学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達の工夫に努めます。

■地域での集まりや地域活動、行事などの中で、福祉や介護の制度、サービスについて学ぶ機会をつくります。

■保育所や幼稚園、小・中学校は、児童・生徒のみならず、保護者等を含め、認知症の理解、障がいや障がいのある人の理解、子育て不安の解消など、知る機会が少ない身近な福祉問題に関わる課題や対策などに関して学ぶ機会を企画し、提供に努めます。

＊行政が取り組むこと	「公助」

◆幼少期からの教育が重要との観点から、特に、子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。

◆各課係などで開催を予定している講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。

◆多くの住民が興味関心を持つ福祉や介護をテーマとした講演会や出前講座などを実施し、身近な福祉問題などについての理解を深める取り組みをすすめます。

２．地域での参加機会の充実

（１）交流の場の充実

【現状と課題】

居場所や相談・交流の場など多様な機能をもつ地域福祉の場・拠点は、身近に知り合いや頼れる人がいない方にとって、つながりの促進や生きがいづくりの場となります。

今後は、より多くの人が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要であるとともに、参加しやすい環境づくりや支援が必要です。

【取組の方針】

社会参加を促すため、地域において孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

【共通して取り組むべき事項】①

□身近な地域交流拠点の充実

仲間づくりや健康づくりの拠点として、集会施設、老人福祉センターやコミュニティセンター、公園を地域住民の交流の場として活用を促進していきます。

また、地域住民が気軽に集う交流事業づくりを実施していきます。

【主な事業】

「生涯学習機会の充実」「地域コミュニティ施設等の維持管理」
「地域活動支援センターの運営」「スポーツ・レクリエーション等への参加」
「健康づくりや家族のふれあいの場の提供」「子育て関連施設の充実」
「公園の維持管理」など

【共通して取り組むべき事項】②

□誰もが住みやすい環境づくり

住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすためには、生活環境の向上が重要です。誰もが安心して過ごせる環境づくりに努めます。

【主な事業】

「町道の維持・補修」「買い物しやすい環境づくり」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●自分や家族が興味や関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、積極的に参加するよう心がけます。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■地域の交流の集いがある際には、隣近所の人同士で、お互いに声をかけあいながら参加をし交流を図ります。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■地域にある集会所などを活用して、身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。

■高齢者と子育て家族など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。

■高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場を設け、充実を図ります。

■子育て中の親や子どもたちが交流できる子育てサークルなどを設け、充実を図ります。

■福祉サービス事業所などと協力しながら、障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる交流の場を設け、充実を図ります。

■家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、また、休息が取れるような交流の場を設け、充実を図ります。

＊行政が取り組むこと	「公助」

◆地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。

◆地域で安心して生き生きと暮らすため、誰もが安心して過ごせる環境づくりに努めます。

（2）地域活動・ボランティア活動の充実

【現状と課題】

地域での活動・ボランティア活動は、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、少子高齢化に伴い、各団体の活動を支える担い手不足などの課題が見られます。

町民アンケート結果を見ると、地域での活動・ボランティア活動へ現在参加している方は３割となっており、今後の参加（継続）意向を持っている方は４割の回答となっております。

地域活動やボランティア活動の輪を広げるために、活動内容を知らせる広報を充実させること、江差町ボランティアセンターの活動を周知し、ボランティアに参加しやすい仕組みづくりが必要と考えられます。

【取組の方針】

社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめます。

【共通して取り組むべき事項】

□ボランティア活動の促進

ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進するほか、地域における高齢者等の日常生活の支援が必要な方への取組の一つとして、住民活動の推進を図ります。

また、社会福祉法人による地域貢献の取組推進や共同募金等による地域福祉推進のための配分金などの活用によりボランティア活動の促進を図ります。

【主な事業】

「ボランティア活動への支援」「共同募金等の活用」

「社会福祉法人の地域社会への貢献（地域における公益的な取組）」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと	「自助」

●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。

●趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■地域活動・ボランティア活動について、隣近所の人同士で、お互いに声をかけあいながら活動の充実を図ります。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■地域の行事などを通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。

■団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。

■ボランティア活動に取り組めるよう地域集会所などを活用します。

■地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用をすすめます。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。

◆ボランティア活動に活用できるよう、老人福祉センターやコミュニティセンター、ふれあいセンターなどを広く開放します。

（３）地域活動・ボランティア活動の支援

【現状と課題】

地域活動においては、町内会・自治会及びボランティア等様々な団体が協働で取り組み、活動が行われています。町民の社会参加の機会としても大切であることから、だれもが気軽に参加することができるよう工夫していくことが大切です。

町民アンケート結果では、地域活動やボランティア活動の輪を広げるために、重要なことについて、活動内容を知らせる広報の充実が５割となっており、次いで、地域福祉の実態を町民に伝える、地域で学習・活動を調整する人材を育成する結果となっております。また、地域活動における活動の固定化や高齢化、役員の担い手がいない等の意見も挙げられています。

各団体の活動が継続・発展できるように地域の担い手養成のため、世代にとらわれない取組しやすい仕組みづくりを推進していきます。

【取組の方針】

社会参加の機会として、町内会や自治会、地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、だれもが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

【共通して取り組むべき事項】①

□地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成

地域で活動する福祉活動団体への支援と団体間の連携を促進するとともに、町民や専門職を対象とした研修や講座等を実施し、幅広い福祉人材の発掘と育成を図ります。

また、改正社会福祉法により、社会福祉法人による地域における公益的な取組が求められており、地域福祉の担い手の一つとして、社会福祉法人との連携を深めることが必要です。

【主な事業】

「福祉活動団体への支援」「福祉人材育成の推進」「ボランティアセンターの活動周知」など

【共通して取り組むべき事項】②

□地域力を活かした防犯等の安全なまちづくりの推進

散歩時間を活用した防犯パトロールや、町内会・自治会や学校における防犯パトロールへの支援を行うとともに、パトロール実施団体同士の情報共有を図り、地域の防犯力強化につなげます。

【主な事業】

「登下校見守り活動」「地域での防犯パトロールへの支援」

「通学路の安全対策」「消費相談窓口の充実」など

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと　「自助」

●町内会や自治会、老人クラブ、子ども会等の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。

●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。

●子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。

＊身近なつながりで取り組むこと　「互助」

■地域活動・ボランティア活動について、だれもが気軽に参加できるように、隣近所の人同士でお互いに声をかけ合いながら連携をとっていきます。

＊それぞれの役割で協力し取り組むこと　「共助」

■地域の行事などを通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。
■町内会や自治会など地域で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。
■地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいの有無に関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。
■誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みをすすめます。
■転入されてきた世帯などに対して、地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。
■町内会や自治会内、小学校区内の各種団体間で交流を深め、連携を強化することで、それぞれの団体活動の活性化を図ります。

＊行政が取り組むこと　「公助」

◆地域活動向けの学習会や研修などの充実を図ります。
◆町内会や自治会など、地域で行われている活動の支援に努めます。
◆町内会や自治会など、加入の促進と加入の継続のために必要な対策を地域と連携して推進します。

■第５章　計画の推進に向けて

第１節　協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する町内会・自治会、老人クラブなどの団体、福祉や介護のサービス事業者・関係機関等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

１．住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

２．地域の組織・団体の役割

町内会・自治会、民生児童委員協議会などは、これまでの活動実績からみても 、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域組織の団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけではなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが期待されます。

３．福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、福祉サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たな福祉サービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

４．社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するにあたって、江差町社会福祉協議会との連携は欠かせません。

社会福祉協議会の主な活動は、地域の実態やニーズの把握、支援が必要な住民の把握と困難事例への対応、地域支援コーディネート等となっています。

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立った福祉サービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

今後、「第 6 期地域福祉実践（活動）計画」の実施に向けた取り組みをすすめていくことが、これからますます重要になってきます。

５．行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。

それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、町の特性に配慮した福祉施策の推進に努めることが期待されています。

第２節　行政による計画の推進

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくためには、各関係機関等との連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は、各施策の進捗状況を把握し、庁内担当部署との連携を図りながら、計画及び施策の推進に努めます。

地域福祉を推進するためには、町民（地域）、関係団体や事業所、町社協、町がそれぞれの特徴やできることを活かし、それぞれの役割を果たしながら互いに協力し連携を図ることが必要とされます。

本計画の進捗状況を踏まえ、地域福祉課題の把握と計画の推進につなげます。

また、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけ、制度の狭間にある福祉課題を解決する機能の向上を支援します。

第３節　計画の進行管理

本計画を推進していくために、ＰＤＣＡサイクル［Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（実行）、Ｃｈｅｃｋ（点検・評価）、Ａｃｔｉｏｎ（見直し・改善）］の理念を活用し、計画の実施状況の点検や評価を行い、必要な場合には、取り組みの内容の見直しを行っていきます。

具体的には、地域福祉計画に掲げた取り組みの推進に資するかどうかの観点から各保健・福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取り組みについての検討等を行っていきます。

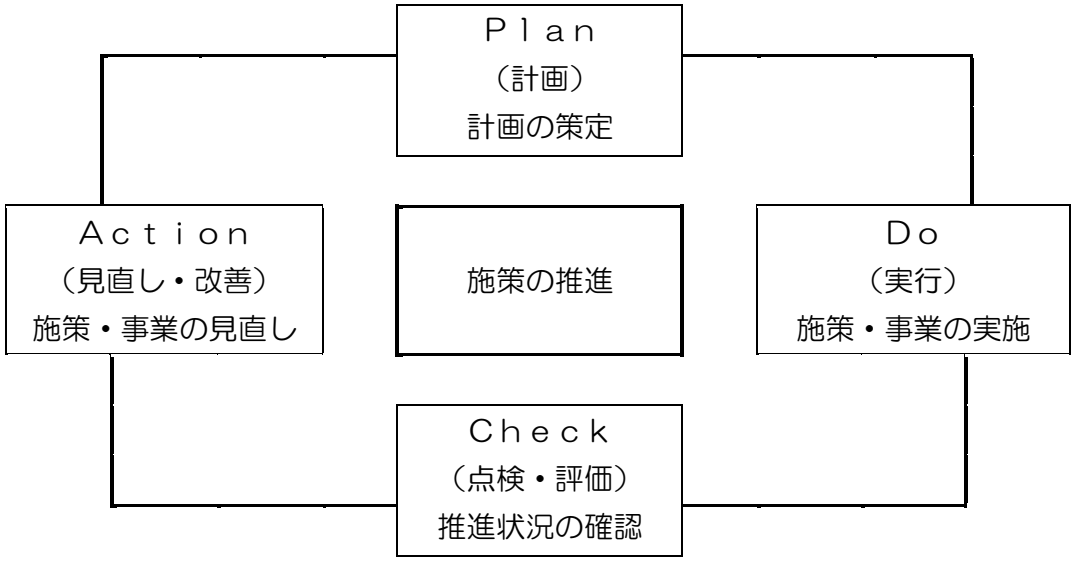

ＰＤＣＡサイクル（計画 → 実行 → 評価 → 改善）